

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 8 7 0 1 2 3 4 5

特 257

587

九成宮醴泉銘

竹

香

署

始



特257
587

天
成
圖



九成宮
 中 秘 書 監 檢 校 侍
 中 鉅 廉 郡 公 臣

西 國
 泉
 鑄

西豐
 泉
 銘

九成宮
 中 祕 書 監 檢 校 侍
 中 鉅 廉 郡 公 臣

維貞觀
魏徵奉
之月
聖帝避暑
斗益夏
勅撰

乎九成之宮此則
隨之仁壽宮也冠
山抗殿絕壑為池

西閣
起棟宇
閣周建
長廊
踈水架楹
分蟻竦
關高閣
周建長
廊

樹參差
仰視則
造
遊百尋
下臨則
崢嶸
嶸千仞
珠屏交
暎

金碧相輝照灼雲
霞蔚蔚新日月觀其
移山迴澗窮泰極

後人從欲良之
深尤至於炎景流
金無樽爵蒸之氣微

風徐動有淒清之
涼信安體之佳所
誠養神之勝地漢

之甘泉不能尚也
皇帝爰在弱冠經
營四方逮乎立年

撫臨億兆始以武
幼壹海內終以文
德懷遠人東越青

丘南踰丹徼皆
琛奉贄重譯來
暨輪臺北徂玄

關並地列州縣人
充編戶氣耕年
和迹安遠肅群
生成

遂靈既畢臻雖藉
二儀之功終資
一人之憲遺身利

物、擲風沐雨百
為心憂勞成疾同
堯肌之如脂甚禹

是之胼胝針石屢
加腠理猶滯爰居
京室每弊炎暑群

十諱建離宮庶可
怡神養性聖上
一夫之力惜十

家之產深閑因拒
未肯俯從以為隨
氏舊宮營於曩代

棄之則可惜毀之
則重勞事貴因循
何必改作於是斲

彫為一椽損之又損
去其泰甚膏其頽
壞雜丹堊以少礫

間粉壁以塗泥玉
砌接於土階茅茨
續於瓊室仰觀壯

觀可作鑿於既往
俯察卑下是垂訓
後昆此所謂至

無為大聖不作
彼竭其力我享其
功者也然昔之池

必咸引谷澗宮城
之內本之求
而無之

既非人力所致
聖心懷之不忘
聖
四月甲申朔旬

有六日己未
及中宮用覽
開步西城之陰
臺觀上

踏高得之一
厥土衆見有潤因
而以杖築之有泉

隨而涌出乃承以
石檻引為一渠其
清若鏡味甘如醴

南注丹霄之右東
度於雙闌
青鎖紫帶紫房激

揚清波滌蕩瑕穢
可以導養正性可
以激瑩心神鑒暎

群形潤生萬物同
湛恩之不竭將玄
澤常流匪唯軋

之精蓋亦坤靈
之寶謹案禮緯云
王者刑殺當罪賞

錫當功得禮之宜
則醴泉出於闕庭
鷓冠子曰聖人之

王者純和飲食不
獻則醴泉出飲
之令人壽東觀漢

德上

太清下及

太寧

下及萬靈則

醴泉出瑞應圖曰

記曰光武中元元

十醴泉京師飲

之者痼疾皆愈然

則神物之來寔是扶
明聖既可蠲茲沉
痼又将延彼遐齡

雖休勿休不徒聞
於往昔以祥為惟
寔取驗於當今斯

是以百辟卿士相
趨動色我后固
懷撝挹而弗有

乃工帝玄符
天子令德豈臣之
未學所能丕顯但

職在記言
事不可使國
美有典策敢陳
茲書

寶錄爰勒斯銘其
詞
惟皇撫運奄壹

一宇千載膺期萬
物斯觀功高大霽
勤深伯禹絕後

開登三邁五握機
矩乃聖乃神武
克禍亂文以遠人

山 耕 未 紀 開 闢 不
巨 區 冕 並 龍 琛 贊
咸 陳 大 道 無 名 上

德 不 徒 功 潛 運
幾 深 莫 則 井 而
飲 耕 田 而 食 靡 謝

天功安知帝力上
天之載無臭無聲
萬類始品物流

形隨感變質應德
效靈不馬如響赫
赫明明明雜遼景福

歲燕繁祉雲氏龍
官龜圖鳳紀日含
五色鳥呈三趾頌

不輟工筆無停史
上善降祥上智斯
悅流謙潤下潺湲

皎潔萍旨醴甘冰
凝鏡激用之日新
挹之無竭道隨時

泰慶典泉流我
后夕惕雖休
居崇茅宇樂不厭

遊黃屋非貴天下
為憂人玩其華我
取其寶還淳反本

代文以所具居高思
墜持滿戒益念茲
在茲永保貞吉



無太子率更令
 勃海男臣歐陽
 詢奉
 勅書

九成宮醴泉銘解題

芳賀剛太郎

九成宮醴泉銘は有唐三百年を通じて、文學に政治に天倫の絶才を揮ひし太宗皇帝の勅を奉じて建碑されたもので、太宗にとつては頌徳碑とも謂ふ可きものである。今の陝西省麟游縣の西方、天臺山上に華かなりし往時の名蹟をとめてゐる。之が建碑されたのは、貞觀六年(皇紀千二百九十二年)、我が舒明天皇即位四年に當り、今より凡そ千三百年の昔に屬す。撰者は晉魏の巨魏魏徵其人であり、書者は存唐一代の書壇に雄飛したる歐陽詢其人であつた。聖天子太宗の昭代に撰者、書者共に人を得、當時天下の絶美を錘めたものであつた。

本文二十四行四十九字よりなり、碑高七尺四寸(清尺)、碑幅三尺六寸(清尺)、碑首に額篆ありて、陽文六字九成宮醴泉銘と題し、一字方四寸、額首方狀の體を成し、蛟龍相背きて、互に蟠結し、後脚を擧げて寶珠を承くるの所、雄姿華麗にして實に天下の奇觀を呈してゐる。

氏本、萬曆の内府本、清初無錫の秦氏本等は精搨と稱せらる。就中本書の原本とせる秦氏の刻本は、尤も眞を亂ると推重されてゐるものである。

撰者 魏徵の略傳

魏徵、字は元成、一説に玄成なりと。魏州曲城の人であつた。初め太子建成(太宗の兄)に仕へ、後、太宗の時、諫議大夫(君主を諫む官)を拜し、鉅鹿縣男に封ぜられ、更に秘書監、檢校侍中に轉じ、朝政に參預し、爵を進められて郡公に陞る。

徵、狀貌甚だ揚らざりしも、膽斗の如く、屢々顔を犯して直諫したので、往々皇帝の逆鱗に觸れし事もあつたが、彼は神色自若としてゐた。しかも其の善諫直言は昔賢に當らざるはなく、帝も亦心中深く敬して之を憚つてゐたと言ふ。彼が在職中前後通じて三百有餘回諫議表を上奏した。帝嘗て彼に、卿我を諫めし事二百餘事、至誠に非ずんば何ぞ之を能くせんや。と言つて感歎したと傳へらる。

貞觀十七年二豎の犯す所となり、六十有四歳を以て歿した。太宗深く之を惜しみ、

朝を以て讞となせば、衣冠を正す可し。古を以て讞となせば、輿林を見る可し。人を以て讞となせば、得失を知る可し。徵歿す。朕一讞を失ふ。

と言つて歎じ、凌波閣上に登り、彼の畫像を觀、詩を賦して痛悼し、朝を廢すること五日に及んだ。君臣の情義海に濃かなるものがあつた。彼が生前の功を嘉し鄭國公を封じ、文貞と諡した。

微が醴泉銘を撰したのは、貞觀六年にして、彼が五十有六歳の時であつた。此の歲夏四月、皇帝始めて九成宮に行幸し玉ひ、闕らずも清泉瀼々として出づるあり。是れ國威外に揚り太平内に興るの祥瑞にして、聖徳の致す所なりとなし、之を千載に傳へんが爲め、微自ら其の由來を擴大的筆に托したものである。

書者 歐陽詢の略傳

歐陽詢は字を信本と言ひ、濼州臨湘の人であつた。一説に長沙湘潭の人であるとも傳ふ。陳の武帝永定元年（皇紀千二百十七年）に生れ、貞觀二十五年（皇紀千三百一年）八十五歳の高齡を以て歿した。

父の訥は廣州の刺史なりしが、亂を起したるを以て誅殺された。詢も亦これに連坐したが、身を以て免るゝ事を得た。

詢は性敏悟人に秀で、一目數行ならび下り、後廣く經史を貫穿するに至つた。隋に仕へて太常博士（宗廟儀禮を掌る官）となり、後、唐の高祖微なりし時、屢々遊を共にした。即位するに及んで擢でられて給事中を拜し、貞觀の初、銀青光祿大夫率更令となり、弘文館學士を歴て、渤海男に封ぜられた。世に歐率更と稱せらるゝは之が爲である。當時彼の書風を日して率更體と呼んだ。

詢始め王右軍の流風を欽慕し、後、險勁之に過ぎた。書斷（書名）に曰ふ、詢は八體を悉くよくし、殊に篆體に精通し、飛白は最も詢の得意とする所にして、古人よりも峻險なりと稱せられ、眞行の二體は王右軍より別に一新機軸を出し、草の一體に至つては逸瀉流通し、二王も爲に色を動かす可し。と獎揚してゐる。

今日傳流して世人の瞻仰措く能はざるものは、篆に非ず、飛白に非ず、將又草に非ず、實に楷書に在りて存す。

されば趙子固をして楷法の極則なりと號せしめた。彼が楷法の淵源を尋ねれば、遠く六朝北魏の張猛龍に發す。徒だに險勁峻拔なる六朝の風に傾倒せしのみならず、之に加ふるに唐法を以てし、光輝燦然たる有唐の藝境を席捲して、所謂歐法の一派を開拓した。茲に於いて混然たる六朝の書風は、詢に至つて集大成したと言ふも敢て過言ではないであらう。

かくて詢の書名は海外に波及し、遠く鶴林（朝鮮）は使を遣はして彼の書をもとめた。高祖これを聽き歎じて曰く、思はざりき、詢の書名遠く夷狄に播せんとは。

詢嘗て出遊中、偶々素靖の碑下を通り、其の書の絶妙に感歎し、逡巡盤桓して去らんとするも去る能はず。遂に碑側に宿すること三日に及び、漸く其の書法を悟入し、而る後退いたと傳へらる。彼が書に對し驚ゆるが如き愛着を有せしは推して察る可きである。

- 彼の筆蹟は多く傳へられ、就中較著なるものを擧ぐれば左の如くである。
- （楷書） 皇甫府君碑・虞恭公溫彥博碑・化度寺碑
- （行書） 仲尼夢奠帖・張翰帖・卜商帖
- （草書） 草書千字文殘簡
- （細楷） 黃庭陰符經

九成宮醴泉銘講義

秘書監檢校侍中鉅鹿郡公臣魏徵奉勅撰

維貞觀六年孟夏之月、皇帝避暑乎九成之宮。此則

隨之仁壽宮也。冠山抗殿、絕壑爲池、跨水架楹、分巖

竦闕、高閣周建、長廊四起、棟宇膠葛、臺樹參差、仰視則

遶遊百尋、下臨則崢嶸千仞、珠壁交映、金碧相暉、照灼

雲霞、蔽虧日月、觀其移山迴澗、窮泰極侈、以人從欲、良

足深尤。至於炎景流金、無鬱蒸之氣、微風徐動、有淒

清之涼、信安體之佳所、誠養神之勝地、漢之甘泉不能

尙也。

皇帝爰在弱冠、經營四方、運乎立年、撫臨億兆、始以武功登海內、終以文德懷遠人。東越青丘、南踰丹雘、皆

獻琛奉贄、重譯來王。（西）暨輪臺、北拒玄闕、並地列州

縣、人充編戶。氣淑年和、邇安遠肅、群生成遂、靈貺畢

臻、雖藉二儀之功、終資一人之慮。遺身利物、（櫛

風沐雨、百姓爲心、憂勞成疾、同堯肌之如腊、甚禹足之

胼胝。針石屢加、腠理猶滯。

爰居京室、每弊炎暑。群下請建離宮、庶可怡神（養

性。聖上愛一夫之力、惜十家之產、深閉固拒、未肯

俯從。以爲隨氏舊宮、營於曩代。棄之則可惜、毀之

則重勞。事貴因循、何必改作。

於是斷彫爲撲、損之又損、去其泰甚、存其頽壞、雜丹堦以沙礫、閉紛華以塗泥、玉砌接於土階、茅茨續於瓊室、

仰觀壯麗，可作鑒於既往，俯察卑儉，足垂訓於後昆。此所謂至人無爲，大聖不作，彼竭其力，我享其功者也。然昔之池沼，咸引谷澗宮城之內，本乏水源，求而無之，在乎一物，既非人力所致，聖心懷之不忘。粵以四月甲申朔旬有六日己亥，上及中宮，歷覽臺觀，閑步西城之陰，躊躇高閣之下，俯察厥土，微覺有潤，因而以杖，藁之有泉，隨而涌出，乃承以石檻，引爲一渠，其清若鏡，味甘如醴，南注丹霄之右，東流度於雙闕，貫穿青瑣，縈帶紫房，激揚清波，滌蕩瑕穢，可以藻養正性，可以激瑩心神，鑒映群形，潤生萬物，同湛恩之不竭，將玄澤常流，匪唯虬象之精，蓋亦坤靈之寶。

謹案福緯云：王者刑殺當罪，賞錫當功，得禮之宜，則醴泉出於闕庭。騶冠子曰：聖人之德上及太清，下

大道無名，上德不德，玄功潛運，幾深莫測。鑿井而飲，耕田而食，廉謝天功，安知帝力。

上天之載，無臭無聲，萬類資始，品物流形，隨感變質，應德效靈，介焉如響，赫赫明明，雜選景福，葳蕤繁祉，雲氏龍宮，龜圖鳳紀，日含五色，鳥呈三趾，頌不輟工，筆無停史。

上善降祥，上智斯悅，流謙潤下，潺湲皎潔，泮百體甘冰凝鏡，徹用之日新，挹之無竭，道隨時泰，慶與泉流，我后夕惕，雖休弗休，居崇茅宇，樂不般遊，黃屋非貴，天下爲憂。

人玩其華，我取其實，還淳反本，代文以質，居高思墜，持滿戒溢，念茲在茲，永保貞吉。兼太子率更令勃海男臣歐陽詢奉勅書。

及太寧中及萬靈，則醴泉出。瑞應圖曰：王者純和，飲食不貢獻，則醴泉出。飲之令人壽。東觀漢記曰：光武中元元年，醴泉出京師。飲之者痼疾皆愈。然則神物之來，寔扶明聖。既可蠲茲沈痼，又將延彼遐齡。

是以百辟卿士，相趨動色。我后固懷，搗挹推而弗有。雖休勿休，不徒聞於往昔，以祥爲懼，實取驗於當今。斯乃上帝玄符，天子令德，豈臣之末學所能不顯。但職在記言，屬茲書事，不可使國之盛美有遺典策。敢陳實錄，爰勒敢銘。其詞曰：惟皇撫運，奄登寰宇，千載膺期，萬物斯覩，功高大舜，勳深伯禹，絕俊光前，登三邁五，握機蹈矩，乃聖乃神，武克禍亂，文懷遠人，（書契未紀。開闢不臣，冠冕並嚴，琛寶咸陳。

釋文及解義

○秘書監、檢校(又檢校ニ作ル)侍中、鉅鹿郡公、臣、魏徵勅(勅ニ通ズ)ヲ奉ジテ撰ス。

秘書監(秘書とは圖書を掌る官署。隋代秘書省・門下省・内史省・殿中省・尚書省の五省を置き、唐之に因る。監は長官である。)

檢校侍中(檢校は屬官で、公事文書の當否を調査するを職とする。侍中は其の長官をいふ。鉅鹿(郡名)。郡公(爵名にして、晉始めて郡公制度を定めた、小國の王の如き位置にある、歴代之に因る。臣(臣下の意)。魏徵(人名で、詳しくは彼の略傳を参照せよ。勅(太宗の勅命。撰(撰文、文章を作ることを。))

○維貞觀六年孟夏ノ月、皇帝著ヲ九成ノ宮ニ避ク。此レ則チ隨(隋)ノ仁壽宮ナリ。山ニ冠シテ殿ヲ抗ゲ、壑ヲ絶チテ池ト爲シ、水ニ跨リテ樓ヲ架シ、巖ヲ分チテ閣ヲ竦テ、高閣周リ建チ、長廊四モニ起リ、棟宇膠葛(膠葛ノ假借)シ、臺・榭參差シ、仰ギ視レバ則チ遺臺(遺臺ノ別體)百尋、下ニ臨メバ則チ峰嶸千仞、珠壁交々映ジ、金碧相輝キ、雲霞ヲ照灼シ、日月ヲ蔽虧シ、其ノ山ヲ移シ洞ヲ廻ラ

るが、しかし乍ら金を溶かす様な炎暑の時候に於いてすらも、蒸し暑い(鬱蒸)感じも起らず、微かな風がソ、ヨ、吹いて冷たく思はれる程の涼味(淒清之涼)に至つては、實に身體を安んずるによい場所であり、又精神を養ふに適する景勝の土地である。彼の有名な漢の甘泉宮(漢の武帝の造營した離宮)さへも之に比すれば一歩遜るであらう。

○皇帝爰ニ在ルコト弱冠、四方ヲ經營シ、立年ニ還ンデ、億兆ヲ撫臨シ、始ニハ武功ヲ以テ海内ヲ壹ニシ、終ニハ文德ヲ以テ遠人ヲ懷ク。東ハ青丘ヲ越エ、南ハ丹徼(徼ノ俗)ヲ踰エ、皆琛ヲ獻ジ贊ヲ奉ジ、譯ヲ重ネテ來王セリ。西ハ輪臺ニ暨ビ、北ハ玄闕ニ拒ルマデ、地ヲ並ベテ州縣ニ列シ、人編戶ニ充ツ。氣淑年和シ、邇キハ安ク遠キハ肅カニ、群生成遂グ、靈昭畢ク臻ルハ、二儀ノ功ニ藉ルト雖モ、終ニ一人ノ慮ニ資ル。身ヲ遺レテ物ヲ利シ、風ニ櫛リ雨ニ沐ヒ、百姓ヲ心トナシ、憂苦シテ疾ヲ成セルハ、堯ノ肌ノ腊ノ如キニ同ジク、禹ノ足ノ胼胝(胼)ヨリモ甚シ。針石屢々加フレドモ、腠理猶滯セリ。

皇帝は二十二年の間(弱冠)天下を治め營み、寶曆三十(立年)にして人民(億兆)を恵み治められ(撫臨)、始めは武力を以て天下を一統された

シ、泰ヲ窮メ修ヲ極メ、人ヲ以テ欲ヲ從(縱)イマ、ニスルヲ觀レバ、良ニ深ク尤ムルニ足レリ。炎景金ヲ流セドモ、鬱蒸ノ氣無ク、微風徐ロニ動イテ、淒清ノ涼有ルニ至ツテハ、信ニ安體ノ佳所、誠ニ養神ノ勝地、漢ノ甘泉モ尙ル能ハザルナリ。

時正に貞觀六年孟夏の月(舊曆四月)、太宗皇帝は九成宮に御避暑遊ばされた。こゝに九成宮と言ふのは前朝隋の仁壽宮の事である。(仁壽宮名を改めて九成宮と言ふ。)

さて此の地の有様を言へば、山に掩ひかぶさる様に宮殿を高く築き、谷をふさいで池となし、其の池に跨つて柱(榭)を建て並べ、岩石と岩石との間には宮門(闕)高く聳え立ち、たかどの(高閣)は周圍に建てめぐらし、長い廊下(長廊)は四方に起り、また宮殿の棟や屋根(棟宇)は雜り亂れ(膠葛)、物見臺(臺)も榭も共に同意)は或は高く或は低く(參差)、山を仰ぎ視れば遙かに遠く(遺臺)して八百尺(百尋)にも及ぶかと思はれる程であり、又下を臨めば山の高峻險阻(峰嶸)なること八千尺(千仞)にも達するかと思はれる程である。其の間に美しい珠や璧が互に映じ合ひ、金色碧色共に輝いて、雲や霞を照らし、爲めに日月の光りは蔽はれ缺けてゐる。其の山を移し變へ、更に谷川を廻らし、豪奢(泰侈)をきはめ盡し、人のあらゆる限りの欲望を充してゐる此の有様を觀れば、大いに非難す可き價値はあ

が、終には文教の力(文德)によつて遠方の人民どもを伏従せしめたのである。ために惠澤普く四海に及び、東方は朝鮮(青丘)をこえ、南方は安南(丹徼)を喻えた所の遠方の民族は、いづれも皆美寶(琛)を獻上し、玉帛(贄)を奉呈し、譯を重ねて來朝するに至つた。

西方は中央亞細亞(輪臺)に達し、北方は外蒙古(玄闕)に及ぶまで、其の地を州縣に列ね、其の人民の戶籍を唐に編入したのである。其の爲め人氣は淑く、年々平穩であり、近い所も遠い所も安泰となり、民人はいづれも其の志を完うし、よい賜物(靈昭)が盡くあつたのは、假令日月(二儀)の偉大なる功によつたのではあらうけれども、併し終極する所は、天子(一人)の御慮がもととなつたのである。皇帝は自身を忘れて天下の事物の利益を圖り、風に頭髮を櫛り、雨の爲に身を濡が如く外に在りて艱苦を嘗め、萬民(百姓)の事に御心をかけさせ、餘りにも憂心勞苦なされたので、遂に疾病に侵され玉ふに至つた。其のかみ堯帝が心勞の爲に肌膚がひもの(腊)の様になつたと同様に、又禹帝が東奔西走の爲め足にたこ(胼胝)を生じたよりも甚しく玉體を傷はれ、色々と御療養(針石とは金ばり石ばりの謂で、治療する事)なされ玉ひしも玉體(腠理)ははだのきめ)は依然としてよくならなかつたのである。

○爰ニ京室ニ居リテ、毎ニ炎暑ニ弊ル。群下請フラク、離宮ヲ建テ、

庶クバ神ヲ怡バセ性ヲ養フ可シト。聖上一夫ノ力ヲ愛ミ、十家ノ産ヲ惜ミ、深ク閑(閉)チ固ク拒ミテ、未ダ肯(肯)テ俯從セズ。以爲ラク、隨(隋)氏ノ舊宮、曩代ニ營メリ。之ヲ棄ツレバ則チ惜シム可ク、之ヲ毀タバ則チ勞ヲ重ヌ。事ハ因(因)循ヲ貴ブ。何ゾ必ズシモ改メ作ラント。

皇帝は王室に在はしませしが暑さの爲に御疲勞遊ばされたので、多くの臣下どもは皇帝に請うて、離宮を建て其處に御避暑なされ御心をたのしませ、玉體(性)の御静養につとめられんことを奏上したのである。しかるに聖上は一夫の勞力をも愛惜し、又十家の財産さへも御自身の爲に用ふることを不便に御思召され、深く御辭退なされて臣下の奏上をおき、入れにならなかつたのである。

皇帝の御考では、隋氏の此の舊い宮殿(仁壽宮を斥す)は曩の御代に營んだもので、此の宮殿を廢するのは惜しい事であり、さりとて之を取り拂ふことになれば其の結果二重の手間を要する。凡そ物事は舊習を守つて其の儘にして置く方がよいのである。どうして改築するの要があらうか。

○是ニ於テ彫ヲ斲(斲ノ正字)リ棟(棟)トナシ、之ヲ損ジテ又損ジ、其ノ秦甚ヲ去リ、其ノ頽壞(頽壞)ヲ營(營)キ、丹墀(墀)ニ

求ムレドモ而モ之レ無シ。在ルノ一物ハ、既ニ人力ノ致ス所ニ非ズ。聖心之ヲ懷ウテ忘レズ。粵ニ四月甲申朔旬有六日己亥ヲ以テ、上及中宮、臺觀ヲ展覽シ、西城ノ陰ニ閑歩シ、高閣ノ下ニ躊躇ス。厥土ヲ俯察スルニ、微ニ潤有ルヲ覺ユ。因リテ杖ヲ以テ之ヲ導(導)クニ泉有リ。隨ウテ涌キ出ヅ。乃チ承クルニ石檻ヲ以テシ、引イテ一渠トナス。其ノ清キコト鏡ノ若ク、味ノ甘キコト醴ノ如シ。南ハ丹霄ノ右ニ注ギ、東ハ雙闕ニ流度シ、青瑣ヲ貫穿シ、紫房ヲ禁帶シ、清波ヲ激揚シ、瓊穢ヲ滌蕩ス。以テ正性ヲ導(導)養ス可ク、以テ心神ヲ激盪ス可ク、群形ヲ鑒映シ、萬物ヲ潤生スルハ、湛恩ノ竭キザルニ同ジク、玄澤ノ常流ニ將ク。唯ニ軌(乾)象ノ精ノミニ匪ズ。蓋シ亦坤靈ノ寶ナリ。

然るに昔の池沼は多くは谷川(谷澗)を宮城内に引いてゐたものであつた。九成宮は元來水源に乏しいので、之を捜し求めたけれども得るに至らなかつたのである。其處に在る所の一物は人力ではどうする事も出来なかつた。天子は水源について御心を悩まされて居たのである。所が四月甲申、朔旬より六日をへたる己亥の日に、聖上及び皇后はうてな(臺觀)を御遊覽なされ、西城の後を閑かに歩まれ、たかどの(高閣)の下に立ち止まり玉ひ(躊躇)、

ニ雜フルニ沙礫ヲ以テシ、粉壁(壁)ニ間フルニ塗泥ヲ以テシ、玉砌ハ土階ニ接シ、茅茨ハ瓊室ニ續ク。仰イデ壯麗ヲ觀レバ鑿ヲ既往ニ作ス可ク、俯シテ卑儉ヲ察スレバ、訓ヲ後昆ニ垂ル、ニ足レリ。此レ謂ハユル、至人ハ爲ス無ク、大聖ハ作ラズ、彼ハ其ノ力ヲ竭シ、我ハ其ノ功ヲ享クル者ナリ。

こゝに於いて離宮造營の議は沙汰止みとなり、仁壽宮の改造にかゝり、先づ美麗なる彫刻を切り取つて素樸を旨とし、之を損して又損し、其の豪華なる個所を除去し、宮室の頽壞れてゐる所を葺きかへ、あか壁(丹墀)に粗末な砂や礫を雜へ、美しい白壁(粉壁)に泥土を塗り、玉のいいだ(玉砌)は土のきざはし(土階)に續き、お粗末な御殿が玉の如き美しい室(瓊室)に接する状態であつた。仰いで壯大雄麗なる様を眺むれば、前朝隋の仁壽宮を思はしむるものがあり、俯して儉素なるさまを察すれば、教訓を後世(後昆)に垂るゝに足るものがある。これ先哲の言つた如く建徳の人は殊更に事をなすものではない。又大聖の人はわざ／＼作るものではないとあるが、全く其の通りで昔の人が力をつくした(きざはし)を我々は繼承しただけの事である。

○然ルニ昔ノ池沼ハ、咸谷澗ヲ宮城ノ内ニ引ケリ。木水源ニ乏シク、

其の地を御調査なされし所、僅かに過りのあることを感知なされたのである。其處で杖を以て之をさぐられし所、圖らずも泉が涌き出たのである。泉水を石の楯(石檻)に承けて水を引いて、一つのみぞ(渠)を作られた。それは清く澄んで鏡の如く、味の甘いことは甘酒(醴)の如くであつた。かくて此の水は流れて南は丹霄樓の右に注ぎ、東は雙闕に流れたり、禁門(青瑣)を貫通し、皇后の御殿(紫房)をめぐる(禁帶)、清き波をあげ、清きことをやげがれ(瓊穢)を洗ひ去る様である。此の泉に臨む時は正しい品性を養ふに足り、又精神を明朗にする事が出来、多くの形象をうつし(鑒映)、萬物をうるほしそだてる等は天子の高恩(湛恩)の普く及ぶと同様である。又此の水は奥深い澤の常に流るゝ水と相通じてゐて、たゞに天の精華である計りでなく、又地の寶と言ふべきものである。

○謹ンデ案(按ノ假)ズルニ、禮緯ニ云フ。王者ノ刑殺罪ニ當リ、賞錫(賜)功ニ當リ、禮ノ宜シキヲ得レバ、則チ醴泉闕庭ニ出ヅト。鵝冠子ニ曰ク。聖人ノ徳上ハ太清ニ及ビ、下ハ太寧ニ及ビ、中ハ萬靈ニ及ブトキハ、則チ醴泉出ヅト。瑞應圖ニ曰ク。王者純和ナレバ飲食貢獻セザレドモ、則チ醴泉出ヅ。之ヲ飲メバ人ヲシテ壽ナラシムト。東觀漢記ニ曰ク。光武中元元年、醴泉京師ニ出ヅ。之ヲ飲

ム者ハ痼疾皆愈(瘥ノ假)ユト。
然ラバ則チ神物ノ來ルハ、寔ニ明聖ヲ扶ク。既ニ茲ノ沈瀆ヲ獨ク可
ク、又將ニ彼ノ遐齡ヲ延ベントス。

謹んで考へるに(按)、先づ禮緯と言ふ書には、「王たる者は罪にあたるもの
を殺し、功勞ある者には賞を與へ、儀禮の宜しきに適ふ時は、其の結果禮泉
が宮中の庭(闕庭)に湧き出るものだ」と見えてゐる。又驪冠子と言ふ書の
記述には「聖人の博大なる德行が、上は天(太清)に達し、下は地(太寧)
に及び、中は人民(萬靈)に普く及ぶとき禮泉が出現するものだ」とある。
瑞應圖と言ふ書物に「王たる者の心が清く溫和(純和)であれば、遠國から
貢物を獻上しないでも國の内に禮泉が湧出し、之を飲んで人民は長壽を保つ
ものだ」と述べてある。東觀漢記(書名)には、「漢の武帝(光武帝)の
中元元年に禮泉が都(京師)に出現し、之を飲む者は、ながわらずに悉く
治つた」と言ふ記事がある。いづれにしても斯様な神物(禮泉の遺蹟)の涌
出は、まことに聖天子を扶助する爲である。すでに此の水のわすらひを除去
し(獨)、長壽(遐は遠也)の人をして尙ほ一層長命ならしむるのである。

○是ヲ以テ百辟・卿士、相趨リテ色ヲ動カス。我が君固ヨリ攝挹ヲ懷
キ、推シテ有セズ。休スト雖ドモ休スル勿キハ、徒ダニ往昔ニ聞ク
ハル。功ハ大舜ヨリモ高ク、勤ハ伯禹ヨリモ深シ。後ヲ絶チ前ニ光
キ、三ニ登リ五ニ邁ル。

皇帝は天運にしたがつて天下(寰宇)を一統なされ、千載の好い時期にあつ
つて、萬物は皆あらはるゝに至つた。實に其の功績の偉大なる事は、舜帝
(大舜)よりも高大であり、其のつとめの深厚なることは禹帝(伯禹)より
も深く、全く空前絶後(絶後光前)の皇位である。(皇位を三五の位と言ふ。
故に登三五と言へるなり。)

○機ヲ握リ矩ヲ蹈(踏)ミ、乃チ聖ニ乃チ神ナリ。武ハ禍亂ニ克チ、
文ハ遠人ニ懷ク。書契未ダ紀セズ。開闢ヨリ臣タラザルモ、冠冕並
ビ讓(讓)ギ、琛賫(寶)成陳ス。

よい時機を得、矩にしたがひ、其の皇位はまことに神聖である。武力を以て
天下の禍亂を克服して後は、文教を以て天下に布き、遠方の胡人をもなづけ
したがへた。しかも此の事は未だ書物(書契)の上に記してはないが、天地
開けてよりこのかた、未だ臣下として伏したことのなかつた者も、此の聖天
子の恩澤に浴し、冠や冕(大夫以上の冠)を着して續々と來朝し、琛賫の如
き貢物の貢物が堆積するに至つた。

○大道ハ名無ク、上徳ハ徳ナラズ。玄功潛運シ、幾ンド深サ測ル莫

ノミナラズ、祥ヲ以テ懼トナスハ、實ニ驗ヲ當今ニ取レリ。斯レ乃
チ上帝ノ玄符(符)、天子ノ令徳、豈ニ臣ノ末學ノ能ク丕顯スル所
ナランヤ。但職記言ニ在リ。茲ノ書事ニ屬シ、國ノ盛美ヲシテ典策
(策)ニ遺スコト有ラシム可カラズ。敢テ實録ヲ陳ベ、爰ニ斯ノ銘
ヲ勅ス。其ノ詞ニ曰ク。

禮泉が湧き出たので諸侯(百辟)や大官連(卿士)が非常によるこんだ。け
れども我が君は謙讓退抑の心を以て(攝挹はしりぞける意)、敢て自らの功
とはせず、斯るよろこび(休は美也)を見ても自らの美徳の致す所だとはし
ない。天子に斯の如き美徳のあつた事は、たゞ昔の事と計り聞いてゐるが、
却つて此の祥瑞を懼れたのは、現に祥瑞を経験したからである。
之實に天帝の降し玉ふた大なる吉兆(玄符)であり、又天子の美徳(令徳)
の致す所であつて、どうして私の如き(魏微自ら謂ふ)未熟者(末學)のよ
く明らかにする(丕顯は大顯也)事が出来ようぞ。さり乍ら自分の職務はか
かる事を記述するにあるのであつて、こゝに此の由來を述べるについては、
國の盛美を史乘(典策は書物)の上に書き漏らす様なことがあつては相すま
ぬ譯である。夫故自分は實際の事柄を陳べて、こゝに此の銘を刻す次第であ
る。其の銘の詞は次の様である。

○惟レ皇運ヲ撫シ、寰宇ヲ奄壹ス。千載ノ期ニ膺リ、萬物斯レ觀
シ。井ヲ鑿(鑿)チテ飲ミ、田ヲ耕シテ食ヒ、天功ニ謝スル靡シ。
安ンゾ帝ノ力ヲ知ランヤ。

皇帝の行ふ道はあまりに偉大なるため、之に何と名を付してよいかわから
ぬ。又其の御徳は天下萬類に及び、徳と言ふことばを以て言ひあらはす事が
出来ぬ程に博大である。而も其の深大なる功績は潛み運りて、深きこと測り
知るべからざるものがある。人民は皇帝の徳澤に普く潤ひ、天下は泰平無事
であつて、井を掘つて飲み、田を耕して食ひ、天の功徳を感謝する事すら知
るものがない。さればどうして皇帝の御力を知らうか。つまり百姓無爲に化
したことを述べたのである。

○上天ノ載ハ、臭モ無ク聲モ無シ。萬類資ツテ始メ、品物形ヲ流ク。
威ニ隨ヒテ質ヲ變ジ、徳ニ應ジテ靈ヲ效ス。介焉トシテ響ノ如ク、
赫赫(赫赫)明明(明明)タリ。

上天の始まりは、臭もなく聲もなく静かなものであつた。しかるに其れより
萬物が出来出で、萬類は形づくられ、感じによつて種々と質を變更し、また
徳にしたがつて靈驗をあらはし、其の介焉(明らかなる貌)として響の物に
應ずるが如く、しかも赫々明々として明らかである。

○維運セル景福、葳蕤タル繁祉、雲氏・龍宮、龜圖・鳳紀。日ハ五色

ヲ含ミ、鳥ハ三趾ヲ呈ス。頭ハ工ヲ輟メズ、筆ハ史ヲ停ムルコト無シ。(工ハ頭ヲ輟メズ、史ハ筆ヲ停メズ)ノ倒句。

多くの(難選はまじりかきなること)至福を生じ、盛なる(葦蕪)さいはひ(繁祉は多くの福)を得、雲氏(黄帝の時、官に雲を以て名づけ、雲師とした故事)や龍官(伏羲氏の時、龍を以て官に紀して龍師とした故事)の官も出来、また龜圖(黄帝の時、黄河龍圖を出し、洛水から龜書が出た事)や鳳紀(鳳鳥来りしたため鳥を以て官に命じ、鳥師とした故事)等を作られ、太陽は五色(青・黄・赤・白・黒)を帯び、鳥は三趾(趾はあし)を呈し、樂人は頌(功德をほめる音楽)を彈する手をやめず、史官は歴史の記述に多忙を極めると言ふ有様である。

○上善祥ヲ降シ、上智斯レ悦ブ。謙ヲ流シ下ヲ潤シ、潺湲皎潔タリ。萍台(旨)ヲ醴甘ク、氷(氷)凝レバ鏡徹ス。之ヲ用フルモ日ニ新タニ、之ヲ挹メドモ竭クル無シ。

至上至高の善は天より祥瑞(醴泉の出現を暗に斥す)を降し玉はれ、智の最上なるものは(太宗皇帝を斥す)之を得て悦び、謙退して自らの功となさずして、下萬民をうるほしなされた。此の醴泉はサハハと流れ(潺湲)、しかも清く澄み(皎潔)、萍(水草)はうるはしく、靈水は芳しく、氷結びては鏡の如く澄徹してゐる。泉水を用ふるも日々に新たに湧き出で、之を汲め

ばやがて溢れ出づるを戒め慎み、常に謙退の心を持つのである。以上のことを心に有ち、心常に此の點に在るならば、永遠に至大なる幸福(貞吉)が得られることが出来るのである。

○兼太子率更令、勃海男、臣、歐陽詢勅ヲ奉ジテ書ス。

兼太子率更令(兼は給事中「門下省に屬し、封駁を掌る。凡そ制勅に便ならざる有れば、則ち其の遺失を駁正するを以て職とした。」を以て率更令「漢の太子の官に率更あり、烈淵を知るを掌る。後世之に因る。令は長官である。」を兼ねたるが故にいふ。)勃海男(新唐書歐陽詢傳に曰く「上縣貞觀の初、太子率更令弘文館學士を歴て勃海縣男に封せらる」と。蓋し爵名である。)

〔完〕

ども盡きることはないのである。

○道ハ時ニ隨ヒテ泰ク、慶ハ泉ト興ニ流ル。我が后タニ惕タリ。休スト雖モ休セズ。居ハ茅宇ヲ崇クシ、樂ハ般遊セズ。黃屋貴キニ非ズ、天下ヲ憂トナス。

道は天下に行はれ、時に随つて世は安泰となり、又幸福は泉の滾々と湧き出づる如くに天下に流行してゐる。我が君は日夜政治に御心を懈まされ(惕はおそれつゝ、いむこと)、御自らの美德(休)をも美德ありとし玉はず、皇居はまことに御粗末(茅宇はあばらや)であるけれども崇とく、樂人はたのしみ遊ぶ(般遊)様なことではなく、黃屋車(黃輿で裝飾した天子常用の車)をば尊しとはなされない。是等は顧るの暇なく、たゞ天下の政事を憂慮されるのみである。

○人ハ其ノ華ヲ玩ビ、我ハ其ノ實ヲ取ル。淳ニ還リ本ニ反ル。文ニ代フルニ質ヲ以テシ、高キニ居リテハ墜ツルヲ思ヒ、滿ヲ持シテハ溢ル、ヲ戒(戒)メ、茲ヲ念ヒ茲ニ在レバ、永ク貞吉ヲ保ツ。

凡そ人は、華やかな所をもてあそぶものであるが、我は却つて其の實質を受取る。人間本来のきぢ(淳は誠)に立ちかへり、根本の貴さにかへり、虚飾を一掃して質實を言とし、高き場所には墜つることを憂ひ、溢満すれ

393
165



刻 奏
銘 泉 體 宮 成 九
錢 拾 六 金 價 定

昭和十四年 四月五日印刷
昭和十四年 四月十日發行

編輯者 興文社
代表者 石川寅吉
印刷者 共同印刷株式會社
東京市小石川區久堅町一〇八

發行所 東京市日本橋區馬喰町二丁目二
興文社

振替口座東京 一八四四番
電話掛花三〇・一〇〇・一〇二

終

